

埼玉県 防犯優良アパート 基準設定表

平成28年 7月12日

共用玄関あり：AAランク、 共用玄関なし：Aランク、 ：カメラ設置箇所  
 空欄：必須項目、 △：建物設備（構造物）があれば必須、 推：設置を推奨、 /：なし

【コミュニティエリア】

対象エリア	基準項目	AA	A	チェック
共用玄関 	一般公道及び私道からの見通しが確保された位置に配置されている。 【補完措置】見通しが確保されていない場合には、補完する措置が取られている。		/	
	内部へ進入できる扉はオートロック式になっており、不正開錠を困難にする対策が講じられている。	△	/	
	外部に面している扉を含む開口部は、その内外を見通せる構造となっている。	△	/	
	管理人室を含む各戸において、オートロックシステムを備えた扉の開閉ができる。	△	/	
	オートロックシステムを備えた扉の操作をする場合には、録画機能付きドアホンが設置されている。	推	/	
	オートロックシステムの緊急開錠ボタンがある場合には、作動時にブザーが鳴動する機能を備えている。	△	/	
	屋外に入出管理のために防犯カメラが設置されている。	推	/	
	屋内に入出管理のために防犯カメラが設置されている。		/	
	玄関内床面の照度が50lx以上となるように照明が設置されている。		/	
	玄関外床面の照度が20lx以上となるように照明が設置されている。		/	
	風除室内に火災予防及び発生を早期に知らせるため、ブザー等鳴動する検知器の設置がしてある。	△	/	
共用出入口 (共用玄関以外、共用玄関がない場合の進入口) 	一般公道及び私道からの見通しが確保された位置に配置されている。 【補完措置】見通しが確保されていない場合には、補完する措置が取られている。	△		
	内部へ進入できる扉は施錠できる構造になっており、不正開錠を困難にする対策が講じられている。	△	/	
	入出管理のために防犯カメラが設置されている。	△		

	出入口床面の照度が20lx以上となるように照明が設置されている。	△		
管理人室	共用玄関及びメールコーナー・エレベーターホールが見通せる位置に配置されている。	△		
	扉に不正開錠を困難にする対策が講じられている。	△		
	火災予防及び発生を早期に知らせるため、ブザー等鳴動する検知器の設置がしてある。	△		
その他	緊急連絡手段や防犯体制が居住者に周知されている。 (入居時説明も含む)			
	埼玉防設及び官公庁・自治会等に対して、当該物件における防犯活動の協力を行うことができる。			
	防犯カメラ等の防犯設備の定期点検及び記録が行われている。			
メールコーナー	共用メールコーナー（宅配ボックスを含む）を設置してある。		推	
	共用メールコーナーは、共用玄関・エレベーターホール・管理人室等からの見通しが確保された位置に設置されている。 【補完措置】見通しが確保されていない場合には、補完する措置が取られている。		△	
	郵便受箱等は施錠可能なもの（ダイヤル錠またはシリンダー錠）になっている。		△	
	共用メールコーナーの郵便受箱等は壁貫通型となっていること。 【補完措置】見通しが良いなど利用者の安全を確保した場所に設置されている。		△	
	入出庫管理のために防犯カメラが設置されている。	推	推	
	メールコーナー内側床面の照度が50lx以上となるように照明が設置されている。	△		
	メールコーナー外側床面の照度が20lx以上となるように照明が設置されている。		△	

エレベーターホール	共用玄関の在する階のエレベーターホールは、共用玄関・管理人室等からの見通しが確保された位置に設置されている。 【補完措置】見通しが確保されていない場合には、補完する措置が取られていること。	△		
	入出管理のために防犯カメラが設置されている。	△		
	エレベーターかご内に防犯カメラが設置されている場合には、かご内を映し出すモニターが設置されている。	推		
	共用玄関の在する階のエレベーターホールは、床面の照度が50lx以上となるように照明が設置されている。	△		
	共用玄関の在する階以外のエレベーターホールは、床面の照度が20lx以上となるように照明が設置されている。	△		
	火災予防及び発生を早期に知らせるため、ブザー等鳴動する検知器の設置がしてある。	△		
エレベーター 	エレベーターかご内を見通せる窓が設置されている。 【補完措置】見通しが確保されていない場合には、エレベーターホールにかご内を映し出すモニターが設置されている。	△		
	エレベーターは非常時において、かご内から外部に連絡できる押しボタンまたはインターホンが設置されている。	△		
	エレベーターは非常時において、かご内から押しボタン等により外部に設置したブザー等を鳴動させることができる。	△		
	エレベーターかご内に防犯カメラが設置されている。	△		
	エレベーターかご内床面の照度が50lx以上となるように照明が設置されている。	△		
	火災予防及び発生を早期に知らせるため、ブザー等鳴動する検知器の設置がしてある。	△		
共用廊下・共用階段	共用廊下・共用階段は、エレベーターホール等の各部分から見通しが確保された構造になっている。 【補完措置】見通しが確保されていない場合には、補完する措置が取られている。	△	△	

	共用階段のうち屋外に設置されるものについては、住居棟外部からの見通しが確保されている。	△	△	
	共用階段のうち屋内に設置されるものについては、各階の階段室が共用廊下等に常時開放されている。(火災時を除く) 【補完措置】見通しが確保されていない場合には、補完する措置が取られている。	△	△	
	非常用階段には、通常建物内からしか開錠できない扉が設置されている。	△	△	
	共用廊下・共用階段の各住戸のバルコニーに近接する部分については、当該バルコニーに侵入しにくい構造となっている。	△	△	
	共用廊下・共用階段は乗り越え等による侵入が困難な構造になっている。 【補完措置】見通しが確保されているか、侵入防止に有効な対策が講じられている。	△	△	
	共用廊下・共用階段には、非常時に鳴動するブザー等が設置されている。	△	△	
	共用廊下・共用階段(屋内設置)床面の照度が20lx以上となるように照明が設置されている。	△	△	
	共用階段(屋外設置)床面の照度が5lx以上となるように照明が設置されている。	△	△	
	火災予防及び発生を早期に知らせるため、ブザー等鳴動する検知器の設置がしてある。	△	△	
自転車・オートバイ置場	屋外に設置される自転車置場及びオートバイ置場は、道路・共用部・居室の窓等から見通しが確保された位置に配置されている。 【補完措置】見通しが確保されていない場合には、補完する措置が取られている。	△	△	
	屋内に設置される自転車置場及びオートバイ置場は、周囲に外部から置場内部を見通せる開口部が確保されている。 【補完措置】見通しが確保されていない場合には、補完する措置が取られている。	△	△	
	屋内に設置される自転車置場及びオートバイ置場の出入り口に施錠できる扉が設置されている。	△	△	
	屋外に設置された自転車置場及びオートバイ置場の屋根等を足場として、上階に登れないようにしてある。 【補完措置】上階への侵入防止に有効な対策が取られている。	△	△	

	自転車置場及びオートバイ置場には、チェーン用バーラックやサイクルラックの設置等、車両盗難防止に有効な対策が取られている。	△	△	
	入出庫管理のために防犯カメラが設置されている。	推	推	
	屋内に設置される自転車置場及びオートバイ置場床面の照度が20lx以上となるように照明が設置されている。	△	△	
	屋外に設置される自転車置場及びオートバイ置場床面の照度が3lx以上となるように照明が設置されている。(センサーライト設置での代用可能)	△	△	
	火災予防及び発生を早期に知らせるため、ブザー等鳴動する検知器の設置がしてある。	屋内 △	屋内 △	
駐車場（二輪を除く自動車）	屋外に設置される駐車場は、道路・共用部・居室の窓等から見通しが確保された位置に配置されている。 【補完措置】見通しが確保されていない場合には、補完する措置が取られている。	△	△	
	屋内に設置される駐車場は、周囲に外部から置場内部を見通せる開口部が確保されている。 【補完措置】見通しが確保されていない場合には、補完する措置が取られている。	△	△	
	屋内に設置される駐車場の出入り口にシャッターなど許可された自動車以外の入出庫を制限するための設備がある。	推	推	
	屋内に設置される駐車場にエレベーターが設置されている場合には、エレベーター及びエレベーターホールの基準にも適合する。	△		
	屋外に設置される駐車場の屋根等を足場として、上階に登れないようにしてある。 【補完措置】上階への侵入防止に有効な対策が取られている。	△	△	
	入出庫管理のために防犯カメラが設置されている。	推	推	
	屋内に設置される駐車場床面の照度が20lx以上となるように照明が設置されている。	△	△	
	屋外に設置される駐車場床面の照度が3lx以上となるように照明が設置されている。(センサーライト設置での代用可能)	推	推	

	火災予防及び発生を早期に知らせるため、ブザー等鳴動する検知器の設置がしてある。	屋内 △	屋内 △	
通路（道路に準ずるものを除く）	通路は、道路・共用部・居室の窓等から見通しが確保された位置に配置されている。 【補完措置】見通しが確保されていない場合には、補完する措置が取られている。	△	△	
	入出管理のために防犯カメラが設置されている。	推	推	
	通路床面の照度が3 lx以上となるように照明が設置されている。（センサーライト設置での代用可能） 【補完措置】照度が確保されていない場合には、建物から2m以上若しくは隣地境界まで、防犯砂利が敷き詰められていること。尚、防犯砂利の深さは、100mm以上とすること。音量は、各製造元表示70dB以上のものとする。	△	△	
児童遊園・広場・緑地等（以下、【広場・緑地等】）	広場・緑地等は、道路・共用部・居室の窓等から見通しが確保された位置に配置されている。 【補完措置】見通しが確保されていない場合には、補完する措置が取られている。	△	△	
	設置された構造物・垣等が死角の原因となっておらず、また足場として上階に登れないようにしてある。 【補完措置】上階への侵入防止に有効な対策が取られている。	△	△	
	隣地からの侵入を抑制する目的で設置された構造物・垣等は、領域性を明示するように設置されている。	△	△	
	状況管理のために防犯カメラが設置されている。	推	推	
	樹木等の植栽がある場合には、適切に管理されている。	△	△	
	広場・緑地等床面の照度が3 lx以上となるように照明が設置されている。 【補完措置】照度が確保されていない場合には、建物から2m以上若しくは隣地境界まで、防犯砂利が敷き詰められていること。尚、防犯砂利の深さは、100mm以上とすること。音量は、各製造元表示70dB以上のものとする。	△	△	
防犯カメラ	記録装置及び記録映像を確認するためのモニターが設置されている。 （モニターは常設でなくてもよい、テレビ併用可能）			
	有効な監視体制が取られている。			
	定期的に点検が行われている。			
	グレアが生じることはないように設置されている。 【補完措置】オートアイリス機能等の有効な対策が取られている。			
	設置される映像機器のスペックが一定水準以上となっている。			

屋上	屋上出入口等に扉を設置し、常時開放する場合を除いて施錠可能なものとなっている。	△		
	屋上出入口等に設置した扉以外から、容易に屋上へ侵入できないようになっている。	△		
	屋上から近接した各住戸バルコニー等への侵入防止に有効な措置が取られていること。	△		
ゴミ置き場・燃料置場（ガスボンベ・石油タンク等）	ゴミ置き場は、道路等から見通しが確保された位置に配置されている。 【補完措置】見通しが確保されていない場合には、補完する措置が取られている。			
	ゴミ置き場は、扉等で区画するなど放火等の犯罪を抑制する対策が取られている。	推	推	
	入出管理のために防犯カメラが設置されている。	推	推	
	ゴミ置き場に照明が設置されている。（センサーライト設置での代用可能）	推	推	
	火災予防及び発生を早期に知らせるため、ブザー等鳴動する検知器の設置がしてある。	屋内	屋内	
共同施設（集会場・トイレ等）	集会場等の共同施設は、周囲からの見通しが確保された位置に配置されている。 【補完措置】見通しが確保されていない場合には、補完する措置が取られている。	△		
	屋外に設置された施設の屋根等を足場として、上階に登れないようにしてある。 【補完措置】上階への侵入防止に有効な対策が取られている。	△		
	入出管理のために防犯カメラが設置されている。	△		

【パーソナルエリア】

住戸玄関の扉	住戸玄関には防犯建物部品（以下、【C P 部品】）等の扉及び本錠が使用されている。 【補完措置】破壊が困難な材質でできており、補助錠が設置されている。			
	オートロック機能の本錠（補助錠）が設置されている。	推	推	
	各施錠部のデッドボルトが見えない構造またはガードプレート等を設置してある。			
	扉に郵便受等が設置されている場合には、不正開錠を困難にする措置が講じてある。			
	ドアチェーンまたはドアガードが設置されている。			
	住人の入退去時に新しい鍵または錠と交換されている。			

住戸玄関	外部の様子を見通すことができる広角180度ドアスコープ等が設置されている。 【補完措置】カメラ機能付きドアホンが設置されている。			
	共用部等の外部異常を知らせるブザー等が設置されている。	推		
	玄関外部に照明が設置されている。(センサーライト設置での代用可能)			
インターホン	住戸玄関の外部と通話できる機能等を有するインターホン・ドアホンが設置されている。			
	共用玄関の外部と通話できる録画機能付きインターホン・ドアホンが設置されている。	推		
	管理人室等と通話できる機能等を有するインターホン・ドアホンが設置されている。	△		
	共用玄関扉の開錠機能を有している。	△		
緊急通報	居室内の異常を外部(管理人室等)に知らせるブザー等が設置されている。	推	推	
	防犯システム(侵入警報や非常押しボタン等)が設置されている。	推	推	
住宅用火災報知器	火災予防及び発生を早期に知らせるため、ブザー等鳴動する検知器の設置がしてある。			
住戸窓(バルコニーに面するもの以外)	共用廊下に面する住戸窓にCP部品・面格子・シャッター等のいずれかが使用されている。 【補完措置】補助錠・防犯フィルム等のいずれかが設置されている。	推	推	
	共用廊下以外の建物外部に面する住戸窓にCP部品・面格子・シャッター等のいずれかが使用されている。 【補完措置】補助錠・防犯フィルム等のいずれかが設置されている。	1階 △	1階 △	
バルコニー窓(専用庭等含む)	バルコニー等に面する住戸窓にCP部品・面格子・シャッター等のいずれかが使用されている。 【補完措置】補助錠・防犯フィルム等のいずれかが設置されている。	1階 △	1階 △	
	防犯システム(侵入警報等)が設置されている。	推	推	

バルコニー（専用庭・専用駐車場等含む）	バルコニー等は、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しが確保されている。		△	
	バルコニーは、縦樋・階段の手摺等を利用した侵入が困難な位置に配置されている。 【補完措置】 侵入防止に有効な措置が講じられている。		△	
	専用庭等は、その周囲に設置される柵・垣等で隣地からの侵入抑止に有効な措置が講じられている。	推		
	バルコニー等に設置された手摺・柵・垣等を足場として、上階に登れないようにしてある。 【補完措置】 上階への侵入防止に有効な対策が取られている。		△	
	専用庭等に照明が設置されている。（センサーライト設置での代用可能）	推		

- 不正開錠を困難にする対策 = CP規格品やガードプレート等の設置
- 見通しの補完措置 = ミラーや防犯カメラ等の設置または見通せる扉等の設置
- 当該物件における防犯活動の協力 = 当該物件における防犯ポスターの掲示や捜査協力等
- 侵入防止に有効な対策 = 面格子や手掛かり部分までの高さ1.8m以上のフェンス等
- 推奨される防犯カメラ設備のスペック = 最低照度1.0lx以下、30万画素以上、  
1秒3～7コマ以上で10日程度以上の記録容量
- 住戸窓のCP部品 = 防犯ガラスも含む
- CP部品の設置表示は、特に指示しない
- 屋内とは天井と3方以上の壁に囲まれている部分を示す。

平成28年7月12日改定 通路、児童遊園・広場・緑地等の照度の補完措置を追加  
 平成27年7月24日制定